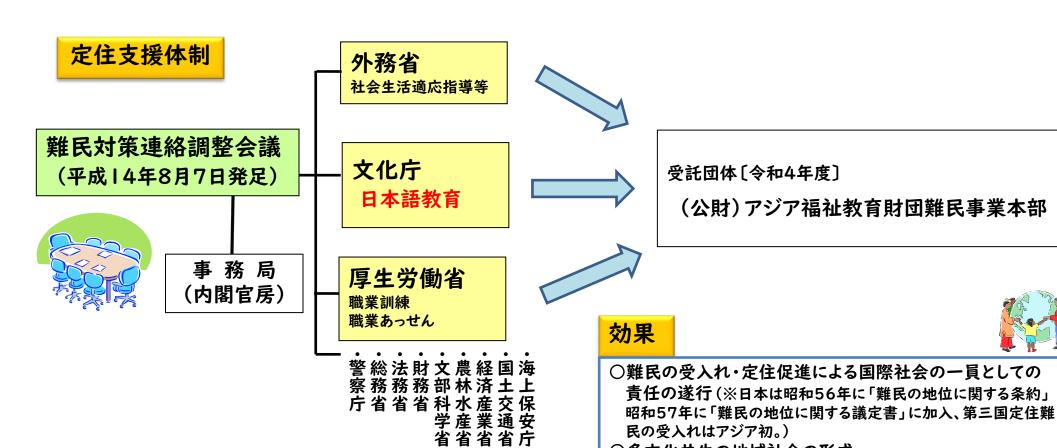
政府の難民等に対する定住支援体制



「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し,「出入国管理及び難民認定 法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。 条約難民

(※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、 国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの。

民の受入れはアジア初。)

○多文化共生の地域社会の形成

難民 (他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)

難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させること 第三国定住 を第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の 恒久的解決策の一つとして位置付けられている。

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和5年度予算額(案) (前年度予算額 128百万円 55百万円)



背景·課題

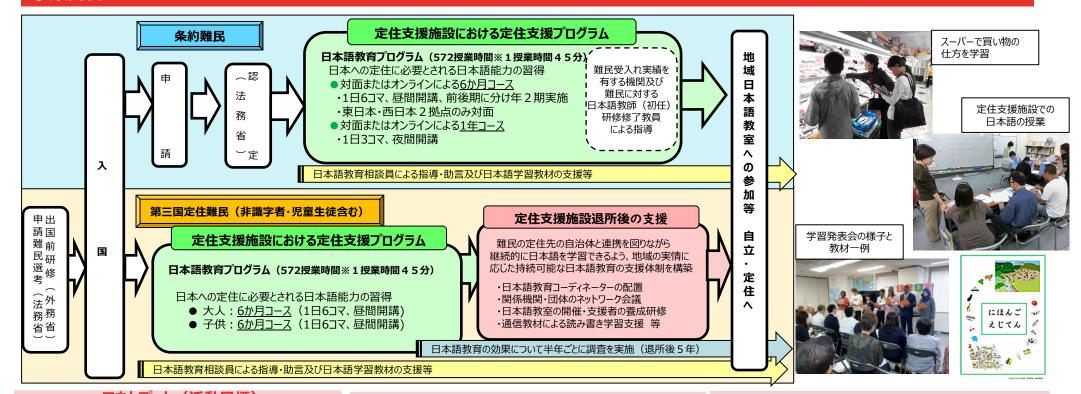
条約難民(※1)については、「難民対策について(平成14年閣議了解)」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」(同年月日難民対策連絡調整会議決定)に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を(年約30名)実施。

第三国定住難民(※2)については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。平成25年度からは定住支援施設退所後の支援を開始。また、令和2年度以降から、対象・人数を拡充し、アジア地域から年2回60名の受入れを行う方針。新型コロナウイルス感染症による入国制限の緩和により、令和5年度は方針通り、年2回60名の受入れを行う予定。(「第三国定住による難民の受入れの実施について(令和元年閣議了解)」及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について(同年月日難民対策連絡調整会議決定一部改正)

(※1) <u>条約難民</u>…「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」によって認定された者。

(※2) 第三国定住難民・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。

事業内容



アウトプット(活動目標)

- ・難民等に対する「自立した言語使用者」
- ・B1相当までの日本語教育による自立支援

アウトカム(成果目標)

- ・難民等の自立・定住の促進
- ・ 定住先自治体の負担軽減

インパクト(国民・社会への影響)

・外国人共生社会の実現に寄与



ウクライナ避難民に対する生活に必要な初期日本語教育

目的

初めて日本語を学ぶ避難民の方々に対し、当面、(1)一時滞在施設における日本語教室、(2)地方自治体における日本語教育支援(地域日本語教室等)、(3)オンライン日本語教材の作成・公開を実施。また、地方自治体が日本語教育の支援を提供することが困難な避難民に対しては、(4)セーフティーネットとしての日本語教育支援も含めた総合的な支援を行う。

事 業

(1) 一時滞在施設における日本語教室(入管庁予備費)

- 1日 4 時間×週 5日× 2 週間 / 対面指導
- 1 クラス定員 1 0 名程度 / 隔週開講
- 授業時間はひとまず、一時滞在施設での想定滞在期間を考慮すると、40時間程度を想定
- ※マッチングが決まれば、想定する授業時間数にかかわらず、随時、受入れ地方自治体又は下記(4)による 日本語教育に引き継ぐ。日本語教室は上限150時間(A 1 レベル)。



(2) 地方自治体における日本語教室(文化庁補助事業)

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(補助事業1/2)

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- ●避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- ●日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
- ●ICTを活用した日本語教育
- ●日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等 などを補助

(3) オンライン日本語教材の作成・公開(文化庁委託費)

- ●「つながるひろがるにほんごで のくらし」ウクライナ語版作成
- ●「地域日本語教室」や 自学自習に活用

〔4) 自治体による日本語教育支援の提供が困難な場合の対応 (入管庁予備費)

ウクライナからの避難民を受け入れた地方自治体において、地域において日本語教育の機会を提供することが困難であり、地方自治体から依頼があった場合、セーフティーネットとして難民等受け入れ実績のある民間団体との連携による**ICTを活用した日本語教育支援**(上限150時間(A1レベル))

※その他、日本語教育機関が実施する「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」とのマッチング(文化庁委託費)







来日直後のウクライナ避難民に対する生活に必要な初期日本語教育支援

対 象

· · · 来日後、身寄りがなく都内ホテルに滞在するウクライナ避難民を対象。

目 的内 容

・・・ 生活を開始するに際し、最低限の生活文化情報の提供、コミュニケーション能力習得(日本語参照枠: A1レベル: 150時間程度必要)が可能となるプログラムを提供。 定住先が決まるまでの間、可能な限りA1レベルの習得を目指す。

・・・ 入管庁との連携プログラムとして生活・学習オリエンテーションを通訳付きで実施。

初期日本語教育プログラムの実施

【初期日本語教育プログラム(150時間)】

- 1日4時間×週5日×2か月コース / 対面指導
- ・ 定員10名 / ホテル内で隔週開講
- ※定住先確定者は2週間(40時間)、4週間(80時間)での終了も可

例	月	火	水	木	金
10:00- 12:00	生活オリエン	発音·文字 言葉·文型	発音·文字 言葉·文型	発音·文字 言葉·文型	発音·文字 言葉·文型
13:00- 15:00	学習オリエン 自己紹介	活動 (買い物)	活動 (食事)	活動 (地理·気候)	活動 (移動)

A1レベル(150時間程度)まで

◎日本語能力のレベル:A1

- よく使われる日常表現と基本的な言い 回しは理解し用いることができる。
- 相手がゆっくり、はっきりと話して助け船を出してくれるなら簡単なやり取りができる。

アジア福祉教育財団 (RHQ)

- ●日本語教育に関するニーズ及び外国語学習歴・教育歴などレディネス調査
- ●日本語教育プログラム広報
- ●受講者情報の管理及び情報提供
- ●日本語学習教材支援

委託

①学習者 情報の提供 ②通訳・翻 訳支援

3学修環境 の整備

日本語教育専門機関 (AJALT)

- ●初期日本語教育・オンライン教育
- ●自立学習のための支援
- ●定住先の日本語学習支援機関への 引継ぎ及び教材等アドバイス



文化庁

- ●日本語教育全般に関する指導・助言
- 定住先自治体における日本語 教育リソースに関する情報提供
 - 地域日本語教室
 - 日本語学校
 - オンライン教育



ウクライナからの避難民を受け入れた場合の生活に必要な日本語教育(補助対象事例)

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

現状 と 課題

- ○ウクライナからの避難民が当該地域に転居し、地域日本語教室への参加を希望する可能性
- ○避難民である学習者に対する指導経験や文化背景に理解がある日本語教師等が少ない
- ○特別な配慮を必要とする日本語教育の実施に関して、知見に基づいた実施体制の構築が 課題

活用事例

避難民等受入れ団体

難民等への日本語教育の経験を有する 団体による<u>日本語教育の知見の提供</u>

総括コーディネーター等

避難民のニーズを踏まえたマッチング等の支援

○難民・避難 民等に関す るノウハウ 共有

日本語教育機関·大学



日本語教師

日本語学習支援者

日本語教育の実施

避難民への生活に必要な 日本語教育の実施



通訳・相談対応等の支援

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業では、

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- ●避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- ●日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
- ●ICTを活用した日本語教育
- ●日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等 などを補助対象経費として計上できます。

都道府県・市区町村、国際交流協会に 設置された相談窓口・通訳等との連携

その他の活用事例:

○連絡・調整

○日本語教育機関や

大学等の日本語 教師派遣等

・ウクライナからの避難民を受け入れる複数の 地方公共団体による情報共有を目的とした会議等



「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト TSUNAHIRU つながるひろがるにほんごでのくらし

つながるひろがる

にほんごでのくらし

tsunagarujp.bunka.go.jp





広報ツール・リンクに

日本語

ウクライナ語を含む2言語版を作成・公開(6月30日)

概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独 学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開

(開発・運営:文化庁、委託:凸版印刷株式会社)

内容

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、 生活に必要な情報等を掲載した学習サイト(R3:約170万アクセス)
- ・活用方法等のセミナーの開催(R3:約2,000人参加登録)
- 対応言語 全16言語 日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語 インドネシア語、フィリピノ語、ネパール語、クメール(カンボジア)語 韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語 ウクライナ語、ロシア語

令和4年度今後追加:中国語(繁体字)

使い方ガイドブック等の作成 活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・ポスター
- ·広報用動画





「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト

TSUNAHIRU つながるひろがるにほんごでのくらし

はじめに覚えよう!日本語の便利なフレーズ



勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

このサイトについて





自分に合ったレベルを探そう

2-1. 〇〇はどこですか。

店でほしい商品の場所を聞くことができる 場所についての情報が理解できる



アンジェラ ありがとうございます。 00:18 A

Arigatoo gozaimasu.

TSUNAHIRU 「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト つながるひろがるにほんごでのくらし

ISBNAHIRO SEFEURFERACTOCOL

あいさつをしよう

技術をするときに使り日本語を学びましょう。 このして、週間な場所の表現を学ぶことができます。

この哺畜で学べるキーワード

RIFT BARY CARRY MALEY SHALL SUPPLY

1-1. おはようございます。

1-1. BUMBLT, COTT.

ASSCRIBLIAN ADMI

ATRACKS.

サイト内ページ解説



生活に必要な日本語を『見て・聞いて』学べる動画コンテンツ



シーン1 あいさつをしよう

シーン2 身近なものを買ってみよう

シーン3 売り場や値段をきいてみよう

シーン4 ほしいものを選んで買ってみよう

シーン5 お店の人に希望を伝えてみよう

シーン6 レストランへ行ってみよう

シーン1 場面に応じたあいさつをしよう

シーン2 お店のサービスを利用してみよう

シーン3 お店を選んでみよう

シーン4 いろいろなお店を利用しよう

シーン5 上手に買い物をしよう

シーン6 自治会に入ってみよう

シーン7 イベントに行ってみよう

シーン7 宅配便を利用しよう

シーン8 電車に乗ってみよう

シーン9 道をきいてみよう

シーン10 銀行を利用しよう

シーン11 住民としてのマナーを理解しよう

シーン8 病院に行こう

シーン9 緊急のときは、助けをもとめよう

シーン10 役所に行こう

シーン11 図書館に行ってみよう

シーン12 ハガキを送ってみよう

シーン13 インターネットや電話を利用しよう



P

レベル2

シーン1 薬局を利用しよう

シーン2 防災について考えよう

シーン3 引っ越し先を探そう

シーン4 引っ越しの準備をしよう

レベル3

シーン2 身近なものを買ってみよう

スーパーマーケットで買い物をするときに使う日本語 を学びましょう。商品の売り場を聞くときや成分につ いて聞くとき、支払いをするときの表現を学ぶことが 2-1. OOはどこですか。 できます。





ていますか。

2-2. これ、おさけがはいっ 2-3. ○○えんになります。

シーン8

病院に行こう

病院やクリニックを利用するときに使う日本語を学び ましょう。受付での必要な手続きや医師の診察、薬の 処方を受けたりすることができるようになります。





かぜをひいたみたいです。 おふろにはいってもいいで こちらがしょほうせんにな ります。



言語選択

レベル選択

自分に合ったレベルで学べるよう レベル分けされています。

テーマ・日標

それぞれのシーンにおけるテーマ・ 目標を提示します。

キーワード

このページで学ぶことができる キーワードを提示します。

動画

テーマに応じた動画を掲載しています。

字幕

動画に合わせてセリフが表示されます。 日本語、ローマ字、外国語から字幕を選ぶ ことができます。

役に立つことば

それぞれのシーンで取り上げ られたことばに関連する、役 に立つことばを一覧で見る ことができます。

役に立つ情報

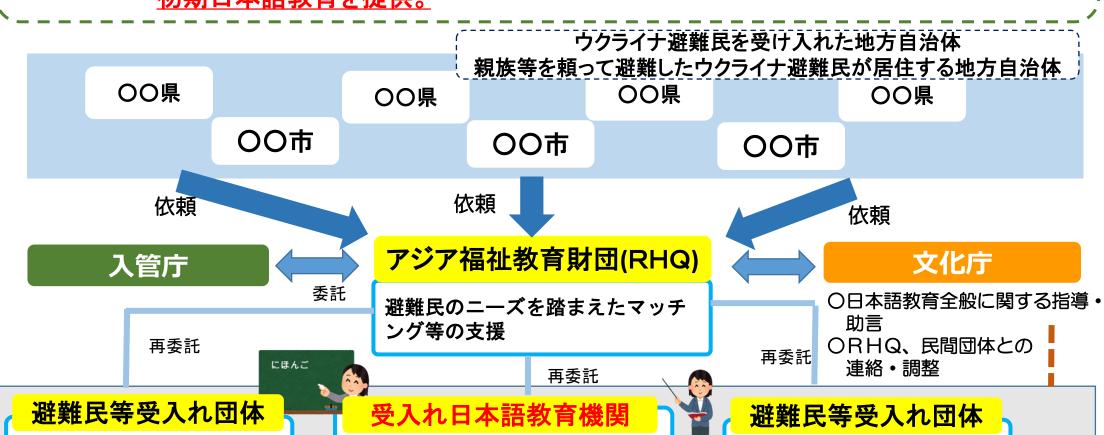
動画に取り上げられた場面に関連した、 知っておくとよい情報を得ることができます。



セーフティネットとしてのウクライナ避難民に対するオンライン日本語教育



〇地域において身寄りがあるが何らかの理由で日本語教育の機会が得られない方への 支援(例:地域において、日本語教室や日本語教育機関などが無い場合) 〇難民等の日本語教育指導経験がある日本語教育機関等との連携により、<u>オンライン</u> 初期日本語教育を提供。



日本語教師

難民等への日本語教育の経験を有する 団体による日本語教育の提供

日本語教師

難民等への日本語教育の経験を有する 団体による日本語教育の提供

日本語教師

難民等への日本語教育の経験を有する 団体による<u>日本語教育の提供</u> 複数 団体支援

ミャンマー、ウクライナ、アフガニスタン、シリア・・・

日本に逃れてきた難民・避難民の受入れを通して、私たちは改めて 日本語教育の必要性と重要性、そして責任を実感しています。 自分らしく生きるために、日本語教育を必要としている難民・避難民へ の支援に関わってきた5人の専門家にインタビューしました。

- ●難民・避難民受入れ直後から日本語教育を担当してきた関口さん
- 受入れから定住までの地域日本語教育をデザインする尾形さん
- ●空白地域に暮らす避難民にオンライン教育を提供している徳倉さん
- ●教室に通えない難民・避難民女性コミュニティを支援する石川さん
- ●教育で未来を拓くため留学生として受入れを行っている折居さん

Japanese Language Education